

平成31年度事業計画

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

I 総括的概要

当センターは、鳥取市の中小企業の振興のために、中小企業の事業主と勤労者に対し、勤労者福祉事業を総合的かつ効果的に推進しています。

当センターにとっての現在の最大の課題は、新規会員の確保及び拡大であり、広く存在の周知を図り、事業主を含めた勤労者福祉事業を行っている事を伝えていくことや事業所に対する新規事業の発掘等が会員の獲得に直接つながり、安定したセンター運営に結びつくと考えております。

そうした中でも特に明年度からは、「福利厚生の実充は、企業の発展から！」をスローガンに加え、新規事業2点を開始する計画といたします。

(1) 積極的な加入促進活動

会費収入の確保は、サービスセンター運営の根幹であり、安定した運営基盤を構築するためには必要不可欠です。しかし、現在加入推進員1名（通常2名のところ現在1名欠員中）ですが、今後は人数を復元し、未加入事業所の訪問を継続的に行いながら事業の周知と加入推進に努めていき、近年増加傾向にある会員の自然減を補いつつ、新規会員確保のため前年度に引き続き、加入促進活動を積極的に進めてまいります。

- (2) 新規事業：①全労済風水害及び地震保障付保険の加入あっせんと、②職場において、スポーツ活動や、ボランティア活動等を実施する（参加を含む）際の支援助成の開始（試験的实施）をいたします。

(3) センター事業の更なる“サービスの質の向上”

目 標	対 策
平成31年度は、年度末会員数の目標を 7, 550名 とします。	・健康診断・人間ドック・定期健診・健康維持推進事業等のほか、センターが提供する魅力的な各種サービスを積極的にPRし、加入促進を図ります。 ・サービスをあまり利用されていない会員に対し、利用方法など周知を高め、サービスの利用促進を図ります。

(4) 管理及び事業の更なる向上

目 標	対 策
・サービスの質の向上を維持しながら経費削減を図る。	・最小の経費で魅力ある事業を行います。

II 具体的事業計画

定款第4条に基づき次の事業を実施します。

(1) 健康の維持増進に係る事業 《定款第4条(1)》

- ・事業主及び会員対象の健康診断助成
- ・安価な“遺伝子検査の受診割引提携→生活習慣病の早期予防 (株)サインポストと提携済み)
- ・インフルエンザの予防接種
- ・薬の割引斡旋

(2) 在職中の生活安定に係る事業 《定款第4条(2)》

- ・各種の給付事業と冠婚葬祭、教育、物品購入のための低利の融資斡旋
- ・「全福センター」推奨の“入院あんしん保険”の案内
- ・【新規】事業主、従業員のための“風水害付”火災共済”の推進 (全労済鳥取本部と提携開始)
- ・各施設との“利用割引提携”や“商品割引”の案内

(3) 自己啓発、余暇活用及び【新規】社会貢献活動や、職場内スポーツの推進に係る事業 《定款第4条(3)》

- ・生涯学習向上のための、料理教室、ガーデニング教室等の自主企画開催
- ・職務スキルアップのための国家資格試験(準じたものを含む)受験料の助成
- ・事業主及び従業員(会員)交流事業 例：ゴルフコンペ
- ・社会貢献活動への参加や職場内スポーツ推進事業への助成 (試験的に実施)

(4) その他センターの目的を達成するために必要な事業

《定款第4条(4)》

- ① 中小企業勤労者福祉に関する情報提供・施策普及事業

例：ひまわりセンターガイドブックの発行

会報誌「ひまわりセンターニュース」の発行(年4回、号外1回)

- ② 老後生活の安定に係る事業の実施
 - ・ 中小企業退職金共済制度の普及啓発活動及び加入促進・斡旋(通年)
 - ・ 小規模企業共済制度の普及啓発活動及び加入促進・斡旋(通年)

- ③ 加入促進に係る事業の実施
 - ・ 会員事業所による未加入事業所の加入促進の報償費は、1人に付き800円(通年)
 - ・ 加入推進員による未加入事業所の加入促進(加入推進員による加入推進報酬費1人に付き1,000円)(通年)
 - ・ 管内金融機関(鳥銀・合銀・鳥信)の“企業紹介制度”による未加入事業所の加入促進(紹介加入1人につき1,000円の紹介手数料)
 - ・ **【新規】** 全労済鳥取推進本部職員による加入見込み事業所の紹介